

令和5年度「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「中央線あるあるプロジェクト（以下、「あるあるプロジェクト」という。）」では、「なみじゃない、杉並！」をキャッチフレーズに、杉並区内JR4駅周辺（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）の魅力を積極的に発信することで、区内外からの来街者の誘致を図り、街の「にぎわい・商機」の創出につなげる活動を展開しています。

昨今では、新型コロナウイルス感染防止と社会経済活動の両立が考えられるようになり、令和4年秋からは全国旅行支援や外国人観光客に対する水際対策の緩和が実施され、国内外からの観光需要は増加しています。

そこで、旅行者の回復期を迎えた観光情報の発信として、情報の受け手を意識したマーケティング力・企画立案力・情報伝達力等を有する優れた事業者を選定するため、本プロポーザルを行います。

2 業務の概要

(1) 業務名

「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務

(2) 業務内容

A：「日本人」旅行者集客の促進に向けた情報発信

B：「外国人」旅行者集客の //

観光情報の発信対象として、**AもしくはBのいずれかを選択**し、以下の例示を参考にしつつ、多様な媒体を活用することで、区内JR4駅周辺の情報を**魅力的に発信**する。

A：「日本人」旅行者集客の促進に向けた情報発信

区内4駅周辺の「杉並らしさ」を活かした観光情報を魅力的及び効果的に発信し、あるあるプロジェクトの認知度向上を図る。

なお、情報発信にあたり、以下の条件を必須とする。

【条件】

- ① 本件に最も効果的なターゲット層を提案すること。
- ② 区内JR4駅周辺のファンづくり（リピーター増）につながる提案を行うこと。
- ③ 実際の来街をとまなう提案を行うこと。
- ④ 継続性（3カ年程度）のある事業提案を行うこと。
- ⑤ 本件に関する事業の成果を検証・分析し、次年度以降の観光施策への提案（事業の分析結果に基づく、④の事業提案の見直し）を行うこと。

B：「外国人」旅行者集客の促進に向けた情報発信

インバウンド需要の本格的な回復を見据えた有効なプロモーションとして、在日及び訪日外国人（以下、外国人という。）が、区内4駅周辺の街を観光体験しながら、「外国人目線」で街の魅力を効果的に発信することで、訪日外国人の来街促進を図る。

なお、情報発信にあたり、以下の条件を必須とする。

【条件】

- ① 本件に最も効果的なターゲット層を提案すること。
- ② 複数の外国人が区内JR4駅周辺を観光体験したうえで、各々が、自国に向けて効果的な手法により、街の特色・魅力を発信する提案とすること。
- ③ 本業務に関する事業の成果を検証・分析し、次年度以降の観光施策への提案を行うこと。

※【補足事項】

- ① 情報発信の例
 - ・各種メディア等を活用した情報の発信
 - ・あるあるプロジェクトとのタイアップ企画の実施
 - ・PR動画の制作及び効果的な情報の拡散
 - ・区内イベントと連動したPR活動
 - ・その他、効果的な情報の発信
- ② 業務内容には、企画・関係各所との連絡調整・取材（取材許可や画像の使用許諾を含む）・編集・校正・実施・結果報告までを含みます。
- ③ 本業務では、提案事業者による撮影を前提とします。あるあるプロジェクトで保有する画像の提供については、採択後の協議事項とします。
- ④ 提案する事業については、ターゲティングやコンセプトを明確に示すようにしてください。
- ⑤ 動画を制作する場合は、制作した動画をインターネット上に配信し、履行期間までの再生回数等の集計を含む一連の作業を業務の対象とします。
- ⑥ 掲載期間が限定されるWEB等のタイアップ企画の場合は、概ね1年以上活用できる観光ガイドブックや動画等デジタルコンテンツの作成等をあわせて提案してください。
- ⑦ 提案の中に掲げる目標数値については、根拠を具体的に示すようにしてください。
例) 動画再生回数〇〇万回以上と明記する場合は、過去の実績を併せて提示する等
- ⑧ 本件の実施にあたり、販売行為は禁止します。ただし、交通費程度の実費弁償は可とします。
- ⑨ 結果報告について、実施事業の報告だけでなく、事業の効果検証、ユーザーの反応等の結果の分析に基づき、今後のあるあるプロジェクトが取り組むべき事業の提言等を示すようにしてください。
- ⑩ 業務の実施は、令和6年3月31日までに完了するものとしてください。
- ⑪ 本業務は新型コロナウイルス感染症に係る国、都及び杉並区の定める対策ガイドライン等を勘案するものとし、取材の際には遵守してください。なお、新型コロナウイルス感染症の再流行等、新たな事態が生じた場合、業務の実施中においても発信時期等の見直しを図ることもあります。
- ⑫ **【A：「日本人」旅行者集客の促進に向けた情報発信】**については、3カ年の継続的な取組の1年目にあたる業務と3カ年の計画をご提案ください。1年目の成果により、2年目以降の契約について、別途、協議します。

※【参考】あるあるプロジェクトに関する基本データ

- 中央線あるあるプロジェクト公式WEBサイト（日本語のみ） <https://www.chuosen-rr.com/>
- Experience Suginami Tokyo 公式WEBサイト（英語のみ） <https://experience-suginami.tokyo/>
- 日本語版 Facebook <https://www.facebook.com/chuosenrr/>
- 英語版 Facebook <https://www.facebook.com/tokyosuginami.en/>
- 繁体字版 Facebook <https://www.facebook.com/tokyosuginami.tc/>
- 繁体字版ブログ「東京、偶而江戸」 <https://tokyosuginami19.pixnet.net/blog>
- 日英併記 Instagram <https://www.instagram.com/golocaltokyo/>

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月31日

(4) 事業規模及び採用数

- (ア) 事業規模：A事業 最大3,000,000円（消費税込）
B事業 最大3,000,000円（消費税込）

(イ) 採用数（上限）：2事業者

原則としてAから1事業者、Bから1事業者を選定します。ただし、A・B間に著しい評価点の相違がある等の理由がある場合には、選定会議の判断により、AもしくはBの一方から2事業者を選定することがあります。

- (ウ) 1事業者が提案できる事業数は、A・Bそれぞれで1事業までとします。
 なお、主たる媒体と連動して同内容を従たる他媒体に掲載する場合や、複数の事業を一体として提案する場合は、まとめて1事業として取り扱います。

3 参加資格

次に掲げるすべての条件に該当することとします。

- (1) 提案主体が法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等（予定）
実施要領の公表	令和5年4月27日（木）頃 ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 https://www.chuosen-rr.com/ 」
質問受付期間	令和5年5月9日（火）午後3時まで（必着）
質問回答	令和5年5月12日（金）以降 ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 https://www.chuosen-rr.com/ 」
企画提案書等の提出期限	令和5年5月25日（木）午後1時まで（必着） 持参または郵送（郵送の場合、書留郵便に限る。）
第一次審査結果通知（書類審査）	令和5年6月2日（金）頃
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和5年6月13日（火）（予定） 場所・日時：別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等を選定委員が行い、提案内容を評価します。 ※審査会場には、プロジェクター投影用のスクリーンのみを用意します。投影が必要な場合は、適宜、プロジェクター本体等を各自ご持参ください。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、令和5年6月下旬頃に通知します。（予定）

5 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

別紙「質問書」（様式1）に質問内容を記載の上、電子メール（PDFファイルにして添付）により提出してください。なお、提出の際は件名を「**【問合せ】「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信プロポーザル質問書（事業者名）**」としてください。

(2) 質問の受付先

「10 問合せ先」に同じ

(3) 質問の受付期間

令和5年5月9日（火）午後3時まで（必着）

(4) 質問の回答方法

令和5年5月12日(金)以降、「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。
「あるあるプロジェクト」ホームページ URL 「<https://www.chuosen-rr.com/>」

(5) 質問事例

	質問項目	質問	回答
1	2 業務の概要 (2) 業務内容 A	「継続性(3年程度)のある事業提案を行うこと。」とあるが、次年度以降の予算はいくらを想定すればよいか。	同額程度で想定していただきたい。 ※ただし、予算の範囲による。
2	2 業務の概要 (2) 業務内容 (3) 履行期間	動画等の情報発信やWEBタイアップの記事掲載などは、契約期間中に掲載が終了していただけないのか。 受託事業の開始時期は、契約締結後、準備状況に応じて、受託者のタイミングで開始して良いか。また、終了時期は履行期間である令和6年3月31日まで続けることになるのか。	WEBメディア、SNS等のデジタルコンテンツは、令和6年3月末日までに配信することが提案条件となる。なお、掲載・配信期間の終了時期については、特段の条件はない。 事業の開始時期は、企画提案書で提案する事項となるが、詳細は、採択後の協議事項となる。なお、終了時期は、提案内容や、効果の検証方法などにより前後することとなるため、必ずしも令和6年3月31日まで継続することが必須ではない。
3	その他 素材の提供	「あるあるプロジェクト」WEBサイトの素材使用が前提となる提案は可能か。	本プロポーザルは、実施要領『1目的』に従い、 <u>原則、提案事業者による取材・制作等が前提</u> となる。質問のWEBサイトの素材使用は、著作権等の個別具体的な協議が必要となるため、注意願う。
4	その他 訴求対象・内容	「あるあるプロジェクト」で特に重点を置いている、または今後重点を置く予定の訴求先(地域等)、および訴求したい場所・物はあるか。	本プロポーザルは、実施要領『1目的』に従い、観光情報の発信について優れた事業者を選定するために行うものであり、企画提案書にて「あるあるプロジェクト」が訴求すべき事項などについて、貴社の考えを提案願う。
5	その他 対象国(人・使用言語)	(B:「外国人」旅行者集客の促進に向けた情報発信の場合)対象国は1か国でいいのか。また、使用言語は、対象国に準ずる言語のみで良いか。	対象国の国数・使用言語の指定はないが、対象国を定めた場合は、その理由もあわせて提案願う。
6	その他 請求	事業費の請求タイミングは決まっているか。	全ての業務の履行確認後になる。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

(2) 提出部数

正本1部と副本8部をそれぞれ製本(A4縦長ファイル等で綴じる)し、提出してください。

(3) 提出方法

「あるあるプロジェクト」事務局へ持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務 応募書類在中と朱書きしてください。

(4) 提出先

「10 問合せ先」に同じ

(5) 提出期限

令和5年5月25日(木)午後1時(必着)

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(6) 留意事項

(ア) 「企画提案書（詳細）」の様式は、任意で結構ですが、**【様式6-3】**に示す項目は必ずご記入ください。また、必要に応じて図等を添付し、できるだけ具体的な案を記載してください。

「企画提案書」は、概ね 10 ページ（パワーポイントの場合、10 スライド）以内としてください。

(イ) 別紙「提出書類一覧」に掲げる各様式は、A4 サイズ縦長カラーを基本とします。（A3 サイズ等の場合は、片袖折りにし、A4 サイズ縦長の形式で提出願います。）なお、**別紙「提出書類一覧」の項目ごとにインデックスを貼り付け、ページの通し番号を記載の上、A4 縦長ファイルに綴じてください。**

(ウ) ①正本については、参加事業者が**特定できるように**作成をお願いします。

②副本については、審査に利用する関係上、「参加事業者の名称」や「参加事業者のロゴマーク」等、参加事業者が特定される情報の使用は控えてください。ただし、活用する媒体の名称や媒体のロゴマーク等については、この限りではありません。

※正本を複写し、副本として活用する場合、副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等を黒塗りするなど、ご配慮をお願いします。

※企画提案書等に乱丁、落丁、黒塗り漏れ等、**手続きに不備が多い場合は、失格となる場合がある**ので、特にご注意ください。

(エ) 第二次審査の際、追加の書類提出・配布は認められません。

7 受託者候補者の選定手順

「中央線あるあるプロジェクト」観光情報発信業務受託者候補者選定会議（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、「2業務の概要」の遂行に関し、適していると認められる 1～2 事業者（予定）を受託者候補者として選定します。なお、「(4) 事業規模及び採用数」の (ア) に定める事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。

(1) 評価基準

(ア) 業務遂行力や業務実績に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
経営状況	・経営状況は適切か
業務実績	・直近 5 年以内に自治体または民間との類似業務の実績があり、かつ効果的な内容であったか ※直近 5 年以内…平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
業務遂行体制	・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員が確保されているか

(イ) 企画提案に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
資料調整能力	・企画提案書はグラフや図等を使用し、一般的に見ても分かりやすく、見やすいものとなっているか ・留意事項に沿った企画提案書を提出しているか
業務の理解度	・「あるあるプロジェクト」が実施している観光事業の現状や課題を理解しているか ・「2業務の概要」記載の「条件」を理解しているか
提案内容の妥当性・有益性	・実施手順やその方法、ターゲット設定とその理由は妥当であるか ・杉並区の「にぎわい・商機」につながる、特色のある具体的な提案が盛り込まれているか ・ターゲットが区へ訪れたいくなるような魅力的な提案となっているか

	<ul style="list-style-type: none"> ・設定した目標数値は妥当な数値で、目標達成の手法が実現可能なものであるか ・効果検証方法が具体的に記載され、次年度以降の観光施策に活用できるものであるか ・【A:「日本人」旅行者集客の促進に向けた情報発信】については、3カ年の継続的な取組内容が、具体的に記載され、効果的なものであるか
スケジュール	・確実に業務を遂行し得るスケジュールとなっているか
費用対効果	・コストに見合った提案であるか
事業者プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に内容を把握できる説明となっているか ・具体的かつ、論理的な説明となっているか ・制限時間を順守できているか ・評価者からの質問に対して的確に回答できているか (企画提案内容に対する評価も含む)

(2) 審査方法

本プロポーザルは二段階審査方式で実施します。

(ア) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次評価対象事業者を選考（第一次審査配点合計の6割以上の点を取得した事業者を対象に、上位2～3事業者程度を予定）します。第一次審査の結果は、令和5年6月2日（金）頃に、第一次審査参加事業者すべてに対して通知します。

(イ) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。第二次審査実施方法等の詳細は、別途、事務局より第一次審査通過事業者に対して通知します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和5年6月下旬頃に、事務局より第二次審査参加事業者すべてに対して通知します。なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、第二次審査による受託者候補者選定結果の公表後、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。失格した場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に、応募事業者（応募予定者の関係者を含む）は、選定会議等の設置から選定の通知が来るまでの間、選定委員及び本プロポーザルに関する事務局職員に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、目的が自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。ただし、以下のような場合は含まれません。

- ・実施要領に基づき、あるあるプロジェクトが実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・実施要領に基づく、あるあるプロジェクトへの質問及び書類の提出等
- ・現に、あるあるプロジェクトと契約を締結している委託業務等の履行に必要な行為
- ・自らが構成員の一因となる団体（あるあるプロジェクトとの契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。）とあるあるプロジェクトが行う事業推進に関する意見交換会等の出席（当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。）
- ・あるあるプロジェクトが主催する意見交換会等への出席

- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 予期せぬ災害、感染症の拡大等を理由として、本プロポーザルを実施することが困難であると選定会議が判断する場合は、選定途中であっても事業募集を中止することがあります。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、選定会議が認めた場合はこの限りではありません。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しません。また、提出された企画提案書等について、必要に応じて使用できるものとします。
- (6) 企画提案書等について情報公開の請求があった場合、公開することがあります。
- (7) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者とあるあるプロジェクトが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託者候補者とあるあるプロジェクトとの協議により最終的に決定します。
- (8) 本件により選定された受託者候補者があるあるプロジェクトと契約を締結する場合には、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ「あるあるプロジェクト」の承諾を必要とします。
- (9) 本件により選定された受託者候補者は、必要に応じて「あるあるプロジェクト」作業部会・実行委員会への出席、進捗状況の報告を行います。
- (10) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「8 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (11) 会議で審査をした結果、一定の点数を満たす参加事業者がいなかった場合は、受託者候補者を選定しません。
- (12) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者は、本事業の実施に当たり旅行業法等の関係法令を遵守するとともに、事故等が発生した際にはその損害等について責任を負うこととします。
- (13) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合は、速やかに「10 問合わせ先」に辞退届（様式8）を提出してください。
- (14) 提案内容は、著作権等の権利を正当に行使できる内容としてください。また、事業実施による成果物の著作権等の権利は「あるあるプロジェクト」に帰属することを原則とし、難しい場合は別途協議を必要とします。
- (15) 著作権等の権利の使用に関わる費用は、事業規模内に含めてください。

10 問合せ先

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2 階
中央線あるあるプロジェクト実行委員会事務局（杉並区産業振興センター観光係）
担当 関根・田村・浅野
受付時間 午前8時30分～午後5時（土、日、祝日除く）
電話 03-5347-9184（直通）
E-mail information@chuosen-rr.com